

# 一般社団法人沖縄県マリトレジャー事業者団体連合会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人沖縄県マリトレジャー事業者団体連合会と称する。

### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県国頭郡恩納村に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

### (目的)

第3条 当法人は、マリトレジャー産業の健全な発展と地域に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) ダイビング及びマリトレジャーの健全な発展に関する啓発活動
- (2) 各マリトレジャー団体等や地域との連携を図る為の活動
- (3) 持続可能な観光を達成する為の活動
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

### (機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

2. 総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員総会とする。

## 第2章 会員

### (会員の資格)

第6条 当法人は、次の2種の会員をもって構成し、正会員をもって法人法第11条第1項5号等に規定する社員とする。

- (1) 正会員：沖縄県内に住所又は事業所を置き、当法人の目的に賛同して入会したマリトレジャー事業者団体又は個人。
- (2) 賛助会員：当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、別に定める細則に基づき理事会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会で定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、正会員については、法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第9条 当法人は、正会員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。会員名簿をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2. 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所、又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

(1) 退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1ヶ月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(2) 解散

(3) 2年分の会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

2. 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

3. 即納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 総会

(招集)

第11条 当法人の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

3. 総会を招集するには、会日より1週間（法人法第38条第1項第3号又は4号に掲げる事項を定めた場合には2週間）前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 総会は、正会員全員の同意があるときは、法人法第38条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議決権)

第13条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書にこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(決議の方法)

第15条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会の決議の省略)

第16条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第17条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第18条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長並びに議長が指名する正会員2名が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に

備え置くものとする。

## 第4章 役員

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

(理事の資格)

第20条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。ただし、必要がある場合は、正会員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第21条 当法人の監事の員数は、2名以内とする。

(監事の資格)

第22条 監事は、理事又は当法人の職員を兼ねることができない。

(代表理事)

第23条 当法人に会長1名を置き、必要に応じて副会長2名、専務理事1名を置くことができる。会長、副会長及び専務理事は、理事会において選定する。

2. 会長は、法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事は法人法の業務執行理事とする。
3. 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行する。

(理事及び監事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(顧問)

第25条 当法人に顧問を置くことができ、理事会において任期を定めた上で選任する。

2. 顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(招集)

第26条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 会長に、事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。

(招集手続きの省略)

第27条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ず開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第31条 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備えおくものとする。ただし、会長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

## 第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第34条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照及び損益計算書）及び事業報告書を総会に提出しなければならない。

2. 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第35条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第36条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第37条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第38条 当法人が解散した場合には残余財産があるときは、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまで  
(公益認定の基準)に掲げる法人

## 第8章 事務局

(設置等)

第39条 当法人の事務を処理するため、理事会の議決により、必要に応じて当法人に事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3. 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て、会長が任免する。

## 第9章 附則

(定款に定めのない事項)

第40条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。